

議案第16号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。
目次中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第6条第1項第3号中「非住宅部分をいう。同章」を「非住宅部分をいう。第12章及び第15章」に、「及び同章」を「、第12章及び第15章」に改める。

第9条中第59号を第61号とし、第51号から第58号までを2号ずつ繰り下げ、同条第50号中「建築に」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等に」に改め、同号ア中「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第52号とし、同条第49号中「の建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係るこれらの建築物の」を加え、同号ア中「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第51号とし、同条第48号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同号ア中「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第50号とし、同条第47号中「から設計した建築物」の次に「の建築等」を加え、同号ア中「既存建築物を除く」を「当該建築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第49号とし、同条第46号を同条第48号とし、同条第45号中「設計した建築物」の次に「の建築等」を加え、同号ア中「既存建築物を除く」を「当該建築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第47号とし、同条中第44号を第46号とし、第22号から第43号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円

第9条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、同条第18号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

第5章の章名を次のように改める。

第5章 都市計画法及び旧宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料

第11条の見出し中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同条中「交付並びに」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を、「昭和36年法律第191号」の次に「。以下この章において「旧宅地造成等規制法」という。」を加え、同条第8号及び第9号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第12条の見出し及び同条第1号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第20条第1項第1号ア中「人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この章及び第15章において同じ」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る」に、「34,000円」を「、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

第20条第1項第1号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章及び第15章において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円

(イ) 住宅部分（(ア)に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円

第20条第1項第1号イ(ウ)中「(住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この章において同じ。)」を削り、「区分」を「合計の区分」に改め、同号イ(ウ) a 中「以内」を「未満」に、「240,000円」を「230,000円」に改め、同号イ(ウ) b 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「300,000円」を「290,000円」に改め、同号イ(ウ) c 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「380,000円」を「370,000円」に改め、同号イ(ウ) d 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「550,000円」を「530,000円」に改め、同号イ(ウ) e 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「670,000円」を「650,000円」に改め、同号イ(ウ) f 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「790,000円」を「770,000円」に改め、同号イ(ウ) g 中「を越える」を「以上の」に、「900,000円」を「870,000円」に改め、同号イ(エ)中「第1条第1項第1号ロ」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては同号ロ(2)、施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。第15章において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号に定める基準に適合する非住宅部分にあっては建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示

第1号) 附則第3項の規定により読み替えて適用される同条第1号ロ(2))」に、「区分」を「合計の区分」に改め、同号イ(エ) a中「以内」を「未満」に、「97,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(エ) b中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「120,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(エ) c中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「160,000円」を「150,000円」に改め、同号イ(エ) d中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「250,000円」を「240,000円」に改め、同号イ(エ) e中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「330,000円」を「310,000円」に改め、同号イ(エ) f中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「390,000円」を「370,000円」に改め、同号イ(エ) g中「を越える」を「以上の」に、「460,000円」を「440,000円」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(アに該当するものを除く。)に係るものの審査 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

第20条第1項第2号ア中「4,900円」を「4,700円」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

第20条第1項第2号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「区分」を「合計の区分」に改め、同号イ(ウ) a中「以内」を「未満」に、「9,600円」を「9,400円」に改め、同号イ(ウ) b中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「17,000円」

を「16,000円」に改め、同号イ(ウ) c 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ) d 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「81,000円」を「80,000円」に改め、同号イ(ウ) e 及び f 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ) g 中「を越える」を「以上の」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同項第3号ア中「第1号ア」を「第1号ア又はイ」に改め、同号ウ(ア)中「第1号イ」を「第1号ウ」に改め、同号ウ(イ)中「住戸部分、共用部分」を「住宅部分」に、「審査 第1号イ」を「審査 第1号ウ」に、「第1号イ(ア)及び前号イ(ア)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、第1号イ(イ)及び(ウ)並びに前号イ(イ)及び(ウ)」を「第1号ウ及び前号イ」に改める。

第23条第1項第3号ウ(ア)及び(イ)中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「ウに」を「エに」に改め、同号イ(ウ)中「、同号ロ(2)」を「同号ロ(2)、増改築部分告示第1第1項第2号に定める基準に適合する非住宅部分にあっては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)附則第3項の規定により読み替えて適用される同条第1号ロ(2)」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章において同じ」を「(ア)に該当するものを除く」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。))の審査を要しない場合にあつては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。)

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
160,000円

第23条第1項第3号イを同号ウとし、同号ア中「住宅」の次に「(アに該当するものを除く。)」を加え、「ウ」を「エ」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。)に係るものの審査(エに該当するものを除く。) 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

第23条第1項第4号ウ(イ)中「前号ア又はイ」を「前号ア、イ又はウ」に改め、同項第5号ア中「第3号ア」を「第3号ア又はイ」に改め、同号イ(ア)及び(イ)中「第3号イ」を「第3号ウ」に改め、同号ウ(ウ)中「第3号ア又はイ」を「第3号ア、イ又はウ」に改め、同項第7号ウ(ア)中「申請された建築物」の次に「(同項第2号イ(2)に適合するものとして申請され、かつ、住宅部分の設計一次エネルギー消費量(同項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下(ア)において同じ。)が同項第2号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量を用いて算出されたものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の改正規定 令和5年4月1日

(2) 目次の改正規定、第5章の章名の改正規定並びに第11条(見出しを含む。)及び第12条(見出しを含む。)の改正規定 令和5年5月26日

令和5年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

建築基準法が一部改正され、省エネルギー設備の設置等に係る建築物の容積率及び高さの特例等が新設されるとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が一部改正され、住宅のエネルギー消費性能を各部位、設備等の仕様により判断する誘導仕様基準が導入されたことに伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。